

令和7年 第10回 安中市農業委員会議事録【部分開示】

1 開催日時 令和7年9月25日（木） 午後1時30分～午後3時23分

2 開催場所 安中市役所第201会議室

3 出席委員 （16人）

出席者	2番 佐藤 光司	3番 須藤 克美	4番 須藤 房二
	5番 萩原 幹雄	6番 岡部 雅彦	7番 柘植 正
	8番 眞砂 幸光	9番 田中 錦也	10番 橋本 一男
	11番 猿谷 健一	12番 田中 正明	13番 塩谷 幸生
	14番 宇佐美幸雄	15番 金井 亮	16番 伏田 再子
	17番 丸山 征二		

4 欠席委員 （1人）

1番 井上 豊

5 議事日程

日程第 1	議事録署名人の指名について
日程第 2	会務の報告について
日程第 3	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
日程第 4	議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請審議について
日程第 5	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
日程第 6	議案第4号 農用地利用集積等促進計画の承認について
日程第 7	議案第5号 安中市農業委員会総会会議規則の一部改正について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	茂木 浩之	庶務兼農業振興係長	遠間ゆかり
農地係長	真下 貴光	農地係	中嶋 圭
農業振興係	大河原健斗		

会議の概要

議長 ただいまから令和7年第10回農業委員会総会を開会します。

出席委員は、17名中16名で定足数に達しておりますので、総会は成立しました。

本日の総会開催に当たり、1番井上豊委員より欠席届が提出されておりますので、

ご報告いたします。

日程第 1、議事録署名人の指名についてを議題とします。

安中市農業委員会総会会議規則第 23 条第 2 項に規定する議事録署名人ですが、議長から指名することに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、7 番柘植正委員・10 番橋本一男委員の両君を指名します。
なお、書記に事務局職員を任命します。

次に、日程第 2、会務の報告について事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、会務の報告をいたします。

令和 7 年 8 月 25 日開催の第 9 回総会で、許可相当の議決案件、農地法第 4 条関係 3 件、5 条関係 12 件につきましては、令和 7 年 9 月 16 日付で許可書を交付いたしました。

群馬農業会議の第 6 回常設審議委員会が 9 月 16 日に前橋市の J A ビルで開催され、丸山会長が出席されました。

終了後に群馬県農業会議役員等によります意見交換会がホテルラシーネ新前橋で開催され、丸山会長が出席されました。

また、令和 7 年第 3 回安中市議会定例会が 9 月 2 日から 9 月 24 日までの間開催されました。こちらのとおり報告が 6 件、議案が 30 件、請願が 1 件提出され、議案の全てが採択、請願につきましても 1 件が可決となりました。

報告は以上でございます。

議長 次に、日程第 3、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和 7 年 9 月 25 日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第 1 号、農地法第 3 条の申請は、議案書 1 ページ記載の 4 件です。受理した申請書は、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

9 番。

9 番委員 9 番です。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の 1 番、2 番及び 3 番です。1 番、2 番、3 番とも農地法第 5 条の 11 番、12 番、13 番の営農型太陽光発電に関連する地上権の設定ということで、特に問題ないと考えます。審議の参考にしてください。

議 長 ほかにありますか。

13 番。

13 番委員 13 番です。議案第 1 号、農地法第 3 条の 4 番です。これにつきましても太陽光用地の使用の土地ということで、区分地上権設定ということで、農地法第 5 条の 14 番に関連しております。特に問題はないと思いますので、審議の参考にしてください。

議 長 ほかにありますか。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、1 班に 1 番の 1 件、2 班に 2 番及び 3 番の 2 件、3 班に 4 番の 1 件、以上合計 4 件を付託します。

次に、日程第 4、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。あわせて、事前現地調査の概要についても説明をお願いします。

事務局 9 月 19 日に実施されました申請面積 1,000 平米以上に関わる農地法第 4 条申請 1 件の現地調査結果につきましては、特段問題とされるような事項は見当たりませんでした。

議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和 7 年 9 月 25 日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第 2 号、農地法第 4 条の申請は、議案書 2 ページ記載の 3 件です。受理した申請書は、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

13番。

13番委員 13番です。議案第2号、農地法第4条関係の1番です。この土地は、行き止まりの田んぼでありまして、周囲についても山林でございますので、特に山林化してしまっても、周辺の農地に影響を与えることはございません。審議の参考にしてください。

議長 ほかにありますか。

9番。

9番委員 9番です。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の2番と3番です。2番ですが、田と畑を山林用地に転用したいということでありましたが、既に耕作放棄されて数十年がたつていようかというような状況になっております。周辺に農地もないことから、やむを得ないことと考えます。

3番です。畑を宅地に転用したいということですが、以前から住宅敷地として使用していたということで、始末書も添付されており、周辺農地に与える影響も少ないと考えます。やむを得ないと思います。審議の参考にしてください。

議長 ほかにありますか。

なければ打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第2号について、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に1番の1件、2班に2番の1件、3班に3番の1件、以上、合計3件を付託します。

次に、日程第5、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案のうち、番号3番と4番は、2番委員が譲渡人となっているため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事参与できませんので、番号3番と4番を案件1、番号1番と2番、5番から22番を案件2として2回に分けて審議を行います。

初めに、案件1、番号3番と4番に対する審議に入りますが、本件は2番委員

が譲渡人となっているため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事参与できませんので、これを審議の間、2番委員の退室を求めます。

（2番委員退場）

議長 それでは、案件1について事務局の説明を求めます。

事務局 こちら9月19日に実施されました申請面積1,000平米以上の現地調査対象案件の中に入っておりまして、特段問題とされるような事項は見当たりませんでしたので、報告させていただきます。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和7年9月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第3号、農地法第5条の案件1については、議案書3ページ記載の2件になります。受理した申請書につきましては、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

案件1について意見のある方はお願いします。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。

それでは、お諮りします。議案第3号案件1、番号3番と4番については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に3番と4番の2件、合計2件を付託します。

ここで2番委員の議事参与を認め、入室を許可します。

（2番委員入場）

議長 次に、案件2を議題とします。

番号1番と2番、5番から22番について事務局の説明を求めます。あわせて事前現地調査の概要についても説明をお願いします。

事務局 9月19日に実施されました申請面積1,000平米以上、営農型太陽光発電用地に係る農地法第5条申請12件の現地調査結果につきましては、特段問題

とされるような事項は見当たりませんでしたので、その旨ご報告させていただきます。

議案第3号、農地法第5条案件2の申請は、議案書3ページから5ページ記載の20件です。受理した申請書は、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

案件2について意見のある方はお願いします。

7番。

7番委員 7番です。議案第3号、農地法5条の5番です。現地調査した報告をします。現状はジャングル状態です。農地に影響することはないと思われますので、審議の参考にしてください。

以上です。

議長 ほかにありますか。

4番。

4番委員 4番です。農地法3号議案の18番です。これは3,000平米でありますので、皆さんも現地調査したと思われますけれども、西側が県道に面していき、南側は市道になっております。その続き、東側が、この物件の東側がいわゆる柿の木が植わっていて、その隣には渡し人の実家ですね、誰も住んでいない住宅が残っている、そういう状態で、ほとんど耕作はされておられません。そういうところですので、審議の参考にしていただきたいと思います。

それと、もう一点、22番です。この物件は〇〇の〇〇というところで、北側に農免道路がある。そのところはもう既に基盤整備した場所でありまして、この物件の西側なのですけれども、そこも田んぼで耕作を現状しているというところで、どうかなと思って、そこを見てきました。そうしたら、この物件の田んぼとの間が段差が2m以上あるという状態の場所で、そこをいわゆる排水として使われております。ですから、田んぼに対する影響はほとんど問題ないと思いますので、審議の参考にしていただきたいと思います。

以上です。

議長 ほかにありますか。

9番。

9番委員 9番です。議案第3号、農地法第5条の11番、12番、13番になります。

3条関連の1番、2番、3番と関係しております。1番、2番、3番とも営農型太陽光発電用地として3年間の一時転用の賃貸借権の設定で、2回目の更新になります。カボチャの収穫がもう終了しており、草も刈ってある状態で、適切に管理がなされているというふうに見受けられます。特にこの11番、12番、13番とも問題はないと考えます。審議の参考にしてください。

議長 ほかにも。

13番。

13番委員 13番です。議案第3号、農地法第5条の14番です。これは農地法第3条の4番の区分地上権の設定に関わる賃貸借ですので、特に問題はないと思います。よろしくお願いします。

議長 11番。

11番委員 11番です。議案第3号、農地法第5条についての1番です。申請地は、現況地目は畑になっておりますが、現状は雑草が生えていて、全然耕作していない土地でありました。今回工場に隣接している土地を資材置場として活用することで、移転売買はやむを得ないと思います。土地が整備されれば、周辺の土地は鳥獣対策になると考えられます。その他農地に与える影響はないと思われるので、審議の参考としてください。

以上です。

議長 ほかにありますか。

8番。

8番委員 8番です。議案第3号、農地法第5条の20番と21番です。実はこれ農地の畑ということで書いてあるのですけれども、こちら皆さんにも渡してありますが、20番、21番のところ、過日、現地へ行っただけの方は分かっていると思うのですけれども、山林との抱き合わせの転用です。私、4年目になるのですけれども、山林と農地と一緒に抱き合わせて太陽光発電の申請というのは初めてです。山林のほうは、実は約2反歩ぐらい、1,600平米ちょっと。畑のほうは約3反歩ぐらい。両方合わせて4反7畝ぐらいの広大なものになります。

実は、これは太陽光発電をつくりたいよということで、地元の住民の人に、4月に〇〇という会社が説明会を公民館でしたそうです。ただし、そのときは畑と一緒に山林を太陽光にするよという話はなかったという話です。現地へ行ってみますと、多分皆さんの家にもこんなものがあると思います。これは令和3

年度の5月に市のほうで心得帖ということで、防災の関係で配布したものです。このページを見ますと、この申請箇所の下、このところが土砂災害特別警戒区域で赤いマークがついている。それから、その山林の横には土砂災害ということで、オレンジ色の色がついているというふうなところです。地元の、直接の原因となりますこの下の土地というか住宅が6軒、実はあります。この人たちは、大変不安だなということでありまして、そういう話を聞きましたので、この家の裏側に行きますと、よく土砂崩れとか何かある土地のところには、コンクリートで擁壁を造ってあるところがありますよね。あれがずっと約200mぐらいあります。また、この土地はそれから少し飛んで、また〇〇のほうに擁壁が点々と造ってあるところなんです。

山林と畑を抱き合わせてやるということもあるのですが、はっきり言って〇〇という会社はどんなのかなとちょっと調べてみたのですが、はっきりした会社の概要とか、そんなのが分からなかったです。信用という関係についてもちっと分からなかった。ということなのですが、ともあれ何度とも言いますが、土砂災害特別警戒区域内の急斜面ですよ。皆さん、現地調査へ行った人は、見て分かると思いますけれども、30度から、ひどいところでは45度ぐらいの斜面です。このところももう既にこの会社のほうで、ひどいときは夜中ぐらいまで、木を切ったやつをチップーかけたりなんかしてやっていたという、実は話も来ています。今もうはっきり言えば整地してある。そんな状況でございます。住民説明会でもきちんとした説明がなされなかった。地元の住民をだましてやるのかというような声も上がっておりますけれども、取りあえず近年、今台湾なんかで十分大きな騒ぎになっておりますけれども、線状降水帯であったり、台風というのが今までにない、思いもよらないような、住民を不安に陥れるような天候がいつ発生するかも分かりません。もし現実的にここに大雨が降った場合については、このところを見ると、下に約80cmの簡易的な井戸、これを造って、そこのところへ水をためて自然浸透式にしますよというようなことが書いてあるのですが、とてもではないですが、そのくらいでは収まりません。きちんとした排水溝の設備をしたり、もしくは途中、土留めの高いものを造らないと、下に住んでいる方々は、いつまた昔のような怖い経験をするのかという話で不安と思っております。

過去の災害を教訓にして土砂の防止柵を設置したのに、また再び同じような土砂災害に日々脅かされて生活しなければいけないのかというような声も上がっ

ていますので、ぜひこの場所は、私は山林のほうははっきり言って、農業委員会で話しするものではないですけども、農地のほうは、これは反対とさせていただきます。よろしくお願いします。

議長 ほかにありますか。

15番。

15番委員 15番です。農地法第5条の規定による許可申請書のうちの6番と、次のページの17番です。6番ですが、これは県道脇のところの黒土を採取するという申請になっております。黒土を取る計画は、申請書も私全部は見えていないので、頭の中に入っていないのですが、この近くで過去に1か所、同じ〇〇、今、地区は違いますが、隣の〇〇地区になるのですけれども、もう見えるぐらいのところ今、黒土を採取しています、この会社がですね。それを見ますと、実はずさんなやり方で、黒土を取った後、玉石混じり、最大で20から30cmぐらいの大きさの玉石が混じった土砂を今埋め立てていますが、とてもではないけれども、その上に黒土を多分計画では二、三十cm埋め戻すという多分計画の申請書を出しているはずなのでしょうけれども、とても黒土の仮置きしている場所も、仮置きしている状況も見当たらないということです。最後までその作業は終わっていないので何とも判断はできないのですが、こういった会社です。

それと、私が農業委員になる前ですから、もう4年以上前ですか、今回申請に上がっている場所の近くでやはり同じような黒土を採取していたのですが、バックホーのキャビンの天井が県道とすれすれぐらいですから、3から4mぐらい掘削していたのでしょうか。県道のすぐ脇でしたので、通学路があったので、これは何か防護しなければ危ないよという市役所の注意喚起もなく、何も防護もなく、3mないし4mの掘削をしていたという状況がございます。やはり最終的には、土砂を埋め立てたのですが、やはり表層に黒土の埋設といいますか、黒土はかぶっていない状態で終了しました。

ですから、この6番の申請は、これは過去の申請とか、今やっている作業の申請とは独立していますが、この会社が同じような感じでやられるということになると、とてもではないけれども、許可申請書は認められないと私自身は思っております。ただ、これはあくまでも1件1件が独立した申請書なので、申請書類の内容が不備がなければ、これは認められてしまうのかなということで、ではどうしたらいいのかということは、今後我々がウオッチして、問題があれ

ば担当当局に通知するというしかしょうがないのかなと現在のところ思っている申請案件でございます。

それとあと、17番です。17番は駐車場用地、これは前々から、1年以上も前からこの〇〇の団体が〇〇をつくりたいと。実は〇〇にあったのが、そこが閉鎖してしまったので、県内でこの〇〇の大会を開くところがないので、そのときは協力してくれないかということで言われていたところなのですが、今回はこの関係の駐車場用地ということで申請が上がっているところで、特に周りの耕作には支障がないということです。ただ、ちょっと心配しているのは、ここは湿田でして、見に行ったら、1台軽自動車が進めなくなっておりました。よくそういうのを見ていたら、ちょうど隣が〇〇の練習場で責任者が来まして、その人といろいろ話をして、ヒアリング状況になりましたけれども、いろいろ聞いてきましたけれども、何とかここは問題ない案件だなと思っております。以上です。

議長 ほかにありますか。

2番。

2番委員 2番です。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の7番と8番、9番、10番、それに16番、続きまして19番の内容について説明させていただきます。

まず最初に、7番ですけれども、転用目的は一般住宅用地ということで、この土地を確認に行きましたら、既に該当土地の西側と南側にコンクリ1mほどの壁が巡らせてありまして、既に住宅建設待ちという状況です。それで、西と南に野菜畑があるのですけれども、住宅を建てた後の農業に対する影響、これはないかと考えます。

それから、8番、9番、10番ですけれども、この土地は〇〇の北斜面に接してありまして、現在畑ではありますが、休耕状態であります。後方に野菜を作っている畑はあります。ただ、太陽光にした場合の影響度を考慮しても特に問題ないかと考えます。

それから、次に16番です。転用目的は道路拡張用地ということで、申請の理由としては、複合施設の建設用の道路の幅員が4mということなのですけれども、4mを満たしていないということで、57平米というくさび型の畑を公道に変更するのですが、周りへの影響はないかと考えます。

それから、最後に19番ですけれども、19番は転用目的が太陽光発電用地と

ということです。この土地もやはり〇〇に面していまして、水田が行われていたのですけれども、この場所はこの土地の西側と東側に太陽光設備が既に設置されて運用されている状態です。南側には耕作していると思うのですけれども、水田がありますが、特段太陽光にすることで周囲への影響はないかと思います。審議の参考になればと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

議 長 事務局。

事務局 1 番委員が欠席ですが、申請について意見を伺っておりますので、事務局で代読します。

議案第 3 号の 2 番です。建売分譲用地ということで現地を確認してきましたが、南、北、東ともに住宅地に囲まれています。西側のみ農地に接していますが、影響はないと思いますので、審議の参考にしてください。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

1 7 番委員 なければ 1 7 番から。

議案第 3 号の 1 5 番になります。こちらの申請地は、宅地と宅地にと道路に挟まれた土地でありまして、周辺に農地は存在しないことから、周辺農地への影響はないと考えられます。審議の参考をお願いします。

議 長 ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第 3 号案件 2、番号 1 番と 2 番、5 番から 2 2 番について、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、1 班に 1 番と 2 番、5 番から 7 番の 5 件、2 班に 8 番から 1 4 番の 7 件、3 班に 1 5 番から 2 2 番の 8 件、以上合計 2 0 件を付託します。これより書類審査のため、暫時休憩とします。

なお、審査が終わり次第再開とします。

(休憩午後 2 : 2 0)

(書類審査)

(再開午後 2 : 4 3)

議 長 皆さんおそろいですので、それでは休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、運営内規に基づき、議案第 1 号、農地法第 3 条関係の 1 番から 4 番

及び関連する議案第3号、農地法第5条関係の11番から14番の案件申請者から説明を求めたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、議案第1号1番から4番及び議案第3号11番から14番の案件申請者から説明を求めます。

（議案第1号1番から4番及び関連する議案第3号11番から14番案件申請者入場・着席）

事務局 それでは、最初に自己紹介をしてから申請内容の説明をお願いいたします。

1番ほか申請者 本日、4件の更新のほうをお世話になります〇〇株式会社〇〇、〇〇と申します。よろしくお願いいたします。

有限会社〇〇、〇〇と申します。よろしくお願いいたします。

同じく〇〇所属、〇〇と申します。よろしくお願いいたします。

本日、農地法第5条第1項の規定による許可申請書4件、それに伴います農地法の第3条第1項の規定による許可申請書、これが地上権の設定4件ということでご審議のほうをお世話になりますので、よろしくお願いいたします。

本日は、まずお忙しい中、更新に当たりまして貴重な時間をいただきましてありがとうございます。それでは、この申請書の内容を説明、朗読させていただきたいと思います。

農地法第5条第1項の規定による許可申請書。被設定人、〇〇株式会社。設定人、〇〇でございます。これにつきましては、営農型太陽光発電用地一時転用の申請でございます。それで、賃貸借で、こちらの許可の年限につきましては3年間を申請しております。圃場につきまして、安中市〇〇、同じく〇〇、〇〇で、畑で、合計面積2,889平米のうち、杭の部分23.45平米、杭ほかの部分の一時転用の申請でございます。転用事由の詳細につきまして、被設定人で、現在該当土地にて関係会社の有限会社〇〇と協力し、ソーラーパネルの下、営農を実施しております。その該当土地での太陽光発電事業及び電力売電事業を継続したいため、一時転用の申請を提出いたします。設定人、私は〇〇株式会社の要望をかなえたいため、申請いたします。

こちらにつきまして、〇〇のところにつきましては、今回農業委員会事務局さんのほうから、土地のほうが許可地の外でパネルのほうが設置してあるのではないかなというようご指導をいただきまして、農業委員会さんの航空写真と公図の合わせ図ですね、それで現地の確認のほうをこちらでさせていただきますし

て、越境しているということが判明いたしましたので、その越境部分につきましては、今回の申請書を修正したもので出させていただいておりまして、許可地内の土地に収まる形に移動のほうを10月末までにさせていただくということで誓約書をもって提出させていただいているところでございますので、よろしく願いいたします。

それと、2番目といたしまして、農地法の第5条と第3条の申請が安中市〇〇、畑、744平米のうち2,56平米の営農型太陽光の発電用地の一時転用の申請でございます。

それと、次が同じく〇〇、畑、それと〇〇、合計で1,236平米のうち2,96平米の更新でございます。

次に、安中市〇〇、登記簿が田、現況は畑で、1,212平米のうち3,12平米の更新でございます。

いずれの農地につきましても、カボチャのほうを栽培させていただいております。こちらにつきまして、4件につきまして3年更新ということで申請のほうをさせていただきました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 申請者の説明が終わりました。

質問のある方はお願いします。

16番。

16番委員 今日はお疲れさまです。実際に現地を確認させていただきまして、圃場もきれいに整備されて、幾つかカボチャの残骸が、1つ、2つ残っている程度だったので、十分行き届いているのではないかと。あとアニマルネットもしっかり張ってあったので、しっかり管理が行き届いているというふうに、私どものほうでは判断させていただきました。これからもこういう状態、継続していただけたらなというふうに思っております。

1番ほか申請者 ありがとうございます。

16番委員 あと、それから作業日報なのですけれども、拝見させていただいたのですけれども、あれは作業日報というものではなくて、ただのメモ書きですよ。日報というのは、きちんと日時、それと作業内容、それと何人携わったか、その結果がどうであったか。よくても悪くても、よかったらよかったですとか、何かコメントがあってしかるべき、それが作業日報だと思いますので、ぜひその作業日報のほうの改定、ご検討をお願いしたいと思います。

以上です。

1 番ほか申請者 ありがとうございます。今ご指摘いただいた作業日誌のほうは、今メモ代わりという形になってしまっているのですが、ご指摘いただいた、担当が何人入って、どこまで進捗が終わったかと、どういう状況かというところが次回からはしっかり明記されているような形で〇〇としてはやっていきたいと思います。ありがとうございます。

議 長 ほかにありますか。

1 5 番。

1 5 番委員 1 5 番です。今日のご苦労さまです。私がお願いしたいのは、カボチャが主体で収穫されたということで、写真も添付されていたのですが、この際、毎回延長の申請を出すのでしょうか、この際、フォーマットを決められたらどうでしょうか。何か畑の隅で収穫ケースに入れて写真撮られているのはいいのですが、普通、現場写真といいますか、作業状況、作業員がカボチャを取っているところとか、遠景ですよ。それとか、あとカボチャのケースが大写しになっているのですけれども、何ケースぐらい取れたのか、この畑で。それで、いろいろ私も聞いていたところ、収穫量は年度内の報告でいいということで、これは私はけしからぬと思うのだけれども、そういうことになっているということなので、3月31日までに出せばいいということのわけですよ。それと報告が全然マッチングしていないので、この場でどうのこうのと言えないのですけれども、次の年度にそれがチェックされて、多いとか少ないとかという議論になるのでしょうか、何となく話がちぐはぐになってしまうのです。だから、そのときに重さを量れないものでしょうか。

議 長 収穫量を、今年の収穫が終わっているのですが、収穫量がこの申請書に対して添付できないかということですよ。

1 5 番委員 ちょこちょこっと書いておいてもらえるといいです。正式でなくたって。

議 長 これはちょっと負担になるので、できるか、できないかでいいです。

1 5 番委員 要するに日報に普通、何月何日、作業員何名、何時から何時まで何名とか、収穫量何キロとか、ちょっとメモ書きで書かれたら格好いい日報になるのではないかなと思いますけれども。

1 番ほか申請者 今ご指摘いただいた写真の撮り方だったり、そういうところがちょっと不十分なところがありますので、今ご指摘いただいた作業日誌のほうに収穫量、何ケース取れましたというところと、あと作業風景というところを次回のところから掲載させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

議 長 ほかにありますか。

17番委員 なければ17番から。

どうも今日のご苦労さまです。今年の春先もちょっとあったのですけれども、今回申請された4か所に関しては、管理が行き届いている。16番さんもお話ししていましたけれども、カボチャもしっかり収穫されていたようであります。ただ、あくまでも収穫した後だったので、ようだという推測しかできないのですが、周りの草もきれいに刈られていたのも、ぜひ全区域でこういった作業内容でやっていただければ、もう3年黙って更新ができるわけですから、〇〇さん、〇〇さんは認定農業者ですから、10年の申請だって権利としては持っているわけですから、こういう管理が行き届いていけば、当然10年の申請だってできてくるわけですから、ぜひこの管理を続けて、継続して、さらによくして、今15番さん、16番さんが言ったように、日報ももう少しみんなが見ても分かる、もうこれは皆さんにとってもいいことだと思うのです。来年の参考にもなるし。これをほかの市町村にも当然申請が出ているわけですから、そういうところへの添付資料として出せば、〇〇さん、やる気あるじゃんという評価にもなるので、ぜひ日報のつけ方とか写真の添付とか、こういったものを少し工夫していただいて、今後も営農活動を重視してやっていただきたいと思います。今日はどうもご苦労さまでした。

1番ほか申請者 ありがとうございます。

議 長 これは要望なので、答えなくて良いですよ。何か言いたい。いいですよ。

1番ほか申請者 本日はいろいろご指導いただきまして、ありがとうございました。久しぶりにお褒めの言葉をいただいたような気がしますので、これをずっと継続していける農業の体制づくりということをしていきたいと思っておりますので、今後とも引き続きご指導のほどよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

議 長 ほかに質問のある方はいらっしゃいますか。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。どうもご苦労さまでした。

(議案第1号1番から4番及び関連する議案第3号11番から14番案件申請者退出)

議 長 ここで審査班の意見取りまとめのため、暫時休憩とします。

(休憩午後 2:56)

(意見取りまとめ)

(再開午後 2 : 5 8)

議 長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、議案第 1 号に対する書類審査結果について審査班から報告を求めます。

1 班。

1 班班長 1 6 番です。1 班に付託された議案第 1 号、農地法第 3 条関係は、1 番の 1 件です。審査班で農地法第 3 条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 2 班。

2 班班長 1 4 番です。2 班に付託された議案第 1 号、農地法第 3 条関係は、2 番から 3 番の 2 件です。審査班で農地法第 3 条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議 長 3 班。

3 班班長 1 5 番です。3 班に付託された議案第 1 号、農地法第 3 条関係は、4 番の 1 件です。審査班で農地法第 3 条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第 1 号に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

これより議案第 1 号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については審査班の報告のとおり決定しました。

次に、議案第 2 号に対する書類審査結果について審査班から報告を求めます。

1 班。

- 1 班班長 1 6 番です。1 班に付託された議案第 2 号、農地法第 4 条関係は、1 番の 1 件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。
- 議 長 2 班。
- 2 班班長 1 4 番です。2 班に付託された議案第 2 号、農地法第 4 条関係は、2 番の 1 件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。
- 議 長 3 班。
- 3 班班長 1 5 番です。3 班に付託された議案第 2 号、農地法第 4 条関係は、3 番の 1 件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。
- 議 長 報告が終わりました。
これより議案第 2 号に対する質疑を行います。
- 委 員 なし。
- 議 長 なければ打ち切ります。
これより議案第 2 号に対する採決を行います。
本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。
- 委 員 挙手全員。
- 議 長 挙手全員であります。
よって、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請については審査班の報告のとおり決しました。
次に、議案第 3 号案件 1、番号 3 番と 4 番に対する審議に入りますが、本件は 2 番委員が農業委員会に関する法律第 3 1 条第 1 項の規定により議事参与できませんので、これを審議の間、2 番委員の退室を求めます。
(2 番委員退場)
- 議 長 それでは、議案第 3 号案件 1、番号 3 番と 4 番の審査結果について、1 班の報告を求めます。
- 1 班班長 1 6 番です。1 班に付託された議案第 3 号、農地法第 5 条関係案件 1 は、3 番、4 番の 2 件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に

示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第3号案件1に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

これより議案第3号案件1、番号3番と4番に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第3号案件1、番号3番と4番は、農地法第5条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定しました。

ここで2番委員の議事参与を認め、入室を許可します。

（2番委員入場）

議 長 次に、議案第3号案件2、番号1番と2番、5番から22番に対する書類審査結果について各班から報告を求めます。

1班。

1班班長 16番です。1班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、1番、2番、5番から7番の5件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表で示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

ただし、6番の黒土採取事業につきましては、疑義が残りますので、これから担当地区の農業委員が注視してまいりますので、よろしくお願いいたします。

議 長 2班。

2班班長 14番です。2班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、8番から14番の7件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議 長 3班。

3班班長 15番です。3班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、15番から22番の8件です。このうち20番、21番については、地元区長から譲受人からの説明が、山林と農地の抱き合わせの申請とかといった詳細な説明がなか

ったということ、それとあと今回この譲受人に対して事務局がヒアリングを要請したのですが、譲受人の都合が当日つかないと、今日ですね、都合がつかないという理由でヒアリングができなかった。以上の２つの理由で保留といたします。

これ以外の案件に関しては、審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第５条第２項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第３号案件２、番号１番と２番、５番から２２番に対する質疑を行います。

８番。

８番委員 すみません。先ほど聞けばよかったのですがけれども、２０番、２１番の山林に太陽光をつくりたいという申請は、いつ来たかは分かりますか。分かったら教えてください。

議 長 事務局。

事務局 すみません。伐採許可ということですか、山林の。

８番委員 伐採許可と太陽光をつくる許可はまた別なのですか。

事務局 また別ですね。太陽光の設備認定というのをまず国のほうからもらうのですが、まずその許可もあるし、森林を伐採するについては、伐採の許可というのが必要になってきますので、一応ちょっとまた伐採の関係についてはまだ確認が取れていないので。

８番委員 伐採はもう今してありますよね。

事務局 してあります。

８番委員 伐採許可が４月以降なのですか。

事務局 そこはまだ確認しておりませんでしたので、確認させていただきます。

８番委員 では、併せて山林のほうに太陽光をつけてもいいよという許可の日にも分かったら教えてください。お願いします。

事務局 はい。

議 長 では、それは後で。

ほかにありますか。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

これより議案第3号案件2、番号1番と2番、5番から22番に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号案件2、番号1番と2番、5番から22番の農地法第5条の規定による許可申請については審査班の報告のとおり決定しました。

次に、日程第6、議案第4号、農用地利用集積等促進計画の承認についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、以下の農用地利用集積等促進計画（案）について、群馬県農業公社へ要請してよろしいか審議願いたい。

令和7年9月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

農用地利用集積等促進計画は、議案書6ページ記載先の1、中間管理権設定関係記載の1番から34番及び議案書7ページ記載の2、賃借権又は使用貸借権による権利の設定関係、1番から6番記載の計40件です。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案に対して質問がありましたらお願いします。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。

お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号、農用地利用集積等促進計画の承認については、原案のとおり承認し、群馬県農業公社へ要請することに決定しました。

次に、日程第7、議案第5号、安中市農業委員会総会会議規則の一部改正についてを議題とします。

本案について事務局より説明を求めます。

事務局 議案第5号、安中市農業委員会総会会議規則の一部改正について。安中市農業

委員会総会会議規則を次のとおり一部改正したいので、審議のうえ議決願いたい。

令和7年9月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしく願います。

議長 説明が終わりました。

本案について質問がありましたらお願いします。

8番。

8番委員 すみません。つまらないことを言うようで申し訳ないです。

この中で、今、事務局のほうから説明がありましたけれども、この議事録というものは法的根拠が高いものなののでしょうか。何かあった場合について法的根拠が高い、もしくは単なる会議の中の議事だと。要するにこんなことがあったよということだけなのですか。というのは、何でこんなことを言うかということ、今、事務局のほうからも押印、それから捺印、この言葉が出てきたのですけれども。

事務局 捺印ですか。

8番委員 捺印。押印と捺印は同じ言葉、同語ですよというのが普通だと思うのですけれども、ただ本人が確かにこの文章を書いたよ、もしくはこの文章を証明するよという場合には、つたない知識の中なのですけれども、証明性が高いというのは捺印、署名、捺印という、要するに署名というのは自分で自筆で署名して捺印するというのが通常執り行われていると思います。押印というのは、名前がもう例えば印刷で書いてあって、そこへ判こを押す、それが押印というふうに私は教わってきたのですけれども、いかがなのでしょう。

事務局 すみません。私の説明の中では、今回は押印という言葉だけを使わせていただきました。捺印という言葉は、すみません。声が聞きとりにくかったですかね。捺印という言葉は、今回は説明では使っていません。

8番委員 一応そんなことです。それで、蒸し返して申し訳ないのですけれども、ここにいる方々、私たちも含めて、4月のときに互助会費というのを徴収しますよという話で、農業委員会のほうへ提出した書類の中には、自筆で名前を書かされて、判こを押しました。あれが要は署名、捺印ということ。みんな覚えありますよね。毎月4,800円だって、4,000円だって払いますよというようなことがありました。だから、市役所のほうでそういった押印とか、要するに印鑑を使わない文書を進めているよというのに限って、何でああいうことをや

るのかなというのが、前回のときもそうでしたけれども、今回も疑問でした。そんなことは言わなかったですけども。これはこれで、こういうふう to 今後は市のほうの中で、そういう会議にかけられて承認されて施行、実施というふうになってくるのかと思いますけれども、そんなこともちょっと意見もあったということを頭の片隅に置いておいてください。

以上です。

議 長 ほかになれば打ち切ります。

これより議案第5号に対する採決を行います。

本案に対する事務局の説明のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第5号、安中市農業委員会総会会議規則の一部改正については、事務局の説明のとおり決定しました。

以上で議案審議は全て終了しました。

これをもちまして令和7年第10回安中市農業委員会総会を閉会します。

慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。

時に午後 3時23分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに署名捺印する。

令和7年9月25日

安中市農業委員会会長

7番委員

10番委員